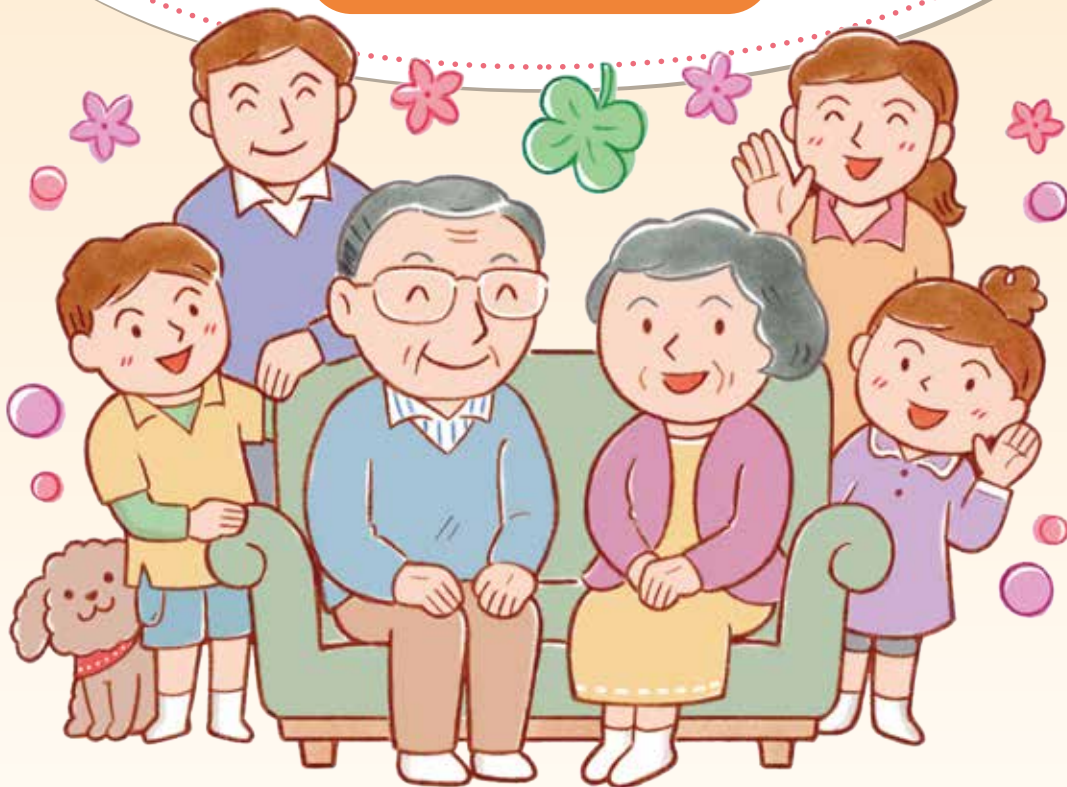


つながる・ささえる

わたしたちの 介護保険

令和6年度改訂版



もくじ

介護保険制度のしくみ

2

サービスを利用するには

4

- サービス利用の流れ..... 4
- ケアプラン作成からサービス利用までの流れ..... 6

利用できるサービス

8

- 介護サービス..... 8
- 介護予防サービス..... 12
- 地域密着型サービス..... 14
- 福祉用具貸与・販売、住宅改修..... 16
- 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）..... 18

利用者負担について

22

- 在宅サービスの費用..... 22
- 施設サービスの費用..... 23
- 自己負担が高額になったとき..... 25

介護保険料について

26

介護サービス提供事業者

31

介護保険制度のしくみ

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する介護保険です。40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、必要に応じた介護保険サービスを利用できる制度です。

加入者のみなさん（被保険者）

65歳以上の方 （第1号被保険者）

サービスを利用できる方

市区町村に介護が必要と認定された方



※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方 （第2号被保険者）

サービスを利用できる方

老化が原因とされる特定疾病*（3ページ）が原因で、介護が必要であると認定された方



※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

介護保険証と介護保険負担割合証

■介護保険証

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）は、被保険者1人1枚交付されます。介護保険サービスを利用するときやケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。



■介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護保険サービスを利用するときを支払う利用者負担の割合が記載されています。要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービス利用の際に保険証と一緒に提示してください。



- 介護保険料の納付
- 要介護認定の申請
- 事業対象者の申請

- 保険証の交付
- 要介護認定
- 事業対象者の決定

地域包括支援センター （裏表紙参照）

- 高齢者や家族の相談に応えます。
- 介護予防や自立支援を行います。
- 虐待防止など権利擁護に取り組みます。
- ケアマネジャーの指導・支援を行います。

ケアマネジャー

- 要介護認定の申請や更新手続きを代行します。
- ケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡調整を行います。

- サービスを利用し、費用の1～3割を支払う

- サービスの提供

筑紫野市（保険者）

- 保険者として介護保険制度を運営します。
- 保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- 要介護認定を行います。
- 介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。



介護報酬の支払い
介護報酬の請求

サービス事業者

- 行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- 在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- 事業者の指定は6年ごとの更新制です。



*特定疾病は以下の16種類が定められています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靱帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービスを利用するには

介護（介護予防）が必要になった方は、筑紫野市に申請し、「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」といった認定結果は、訪問調査や審査・判定を経て、申請から原則30日以内に通知されます。

用語解説▶基本チェックリスト

基本チェックリストとは、要介護状態になるおそれがないかを調べるための25の質問事項で、生活機能が低下した高齢者を早期に把握し、一般介護予防事業につなげます。その後本人の状態に変化が見られた場合や、一定期間サービスの利用がなかった場合には改めて基本チェックリストを用いることで、適切にサービスを利用することができます。



① 相談・申請

高齢者がお住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは、介護保険担当窓口で相談します。希望するサービスがあれば、伝えるようにしましょう。

- 介護（介護予防）サービスを利用したい方は、「要介護認定」の申請をします。

- ・申請は家族でもできます。
- ・本人や家族が申請できない場合は地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に申請の代行をしてもらうことができます。

《申請に必要なもの》

- ☐要介護・要支援認定申請書（担当窓口にあります）
- ☐介護保険被保険者証
- ☐健康保険被保険者証（65歳未満の方のみ）
- ☐主治医の氏名と医療機関名などがわかるもの（メモなどで可）

② 要介護認定の調査・判定

心身の状態などを調べます

■訪問調査

筑紫野市の職員等が、心身の状況を調べるため、本人や家族などにお話をうかがいに訪問します。

■主治医の意見書

筑紫野市が主治医に作成を依頼し、主治医から意見書が提出されます。

判定・審査を行います

■コンピュータ判定（一次判定）

■介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が審査・判定します。

② 基本チェックリストを受ける

本人の状況を確認しながら基本チェックリストを実施します。「介護予防・生活支援サービス事業」の対象外と判断された場合には、「一般介護予防事業」を利用できます。

③ 認定結果の通知

認定結果は、原則として申請から30日以内に通知されます。

要支援または要介護と認定された方には「介護保険負担割合証」が交付されます。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当（自立）

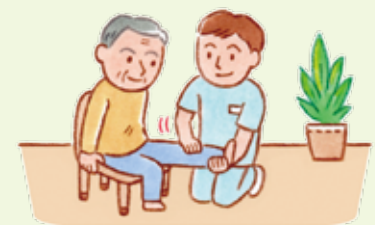
④ サービスの利用

ケアプラン（介護〔介護予防〕サービス計画）に基づいてサービスを利用します。利用に際しては、原則として費用の1割～3割が自己負担となります。

介護サービス



介護予防サービス



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

生活機能の低下がみられた方

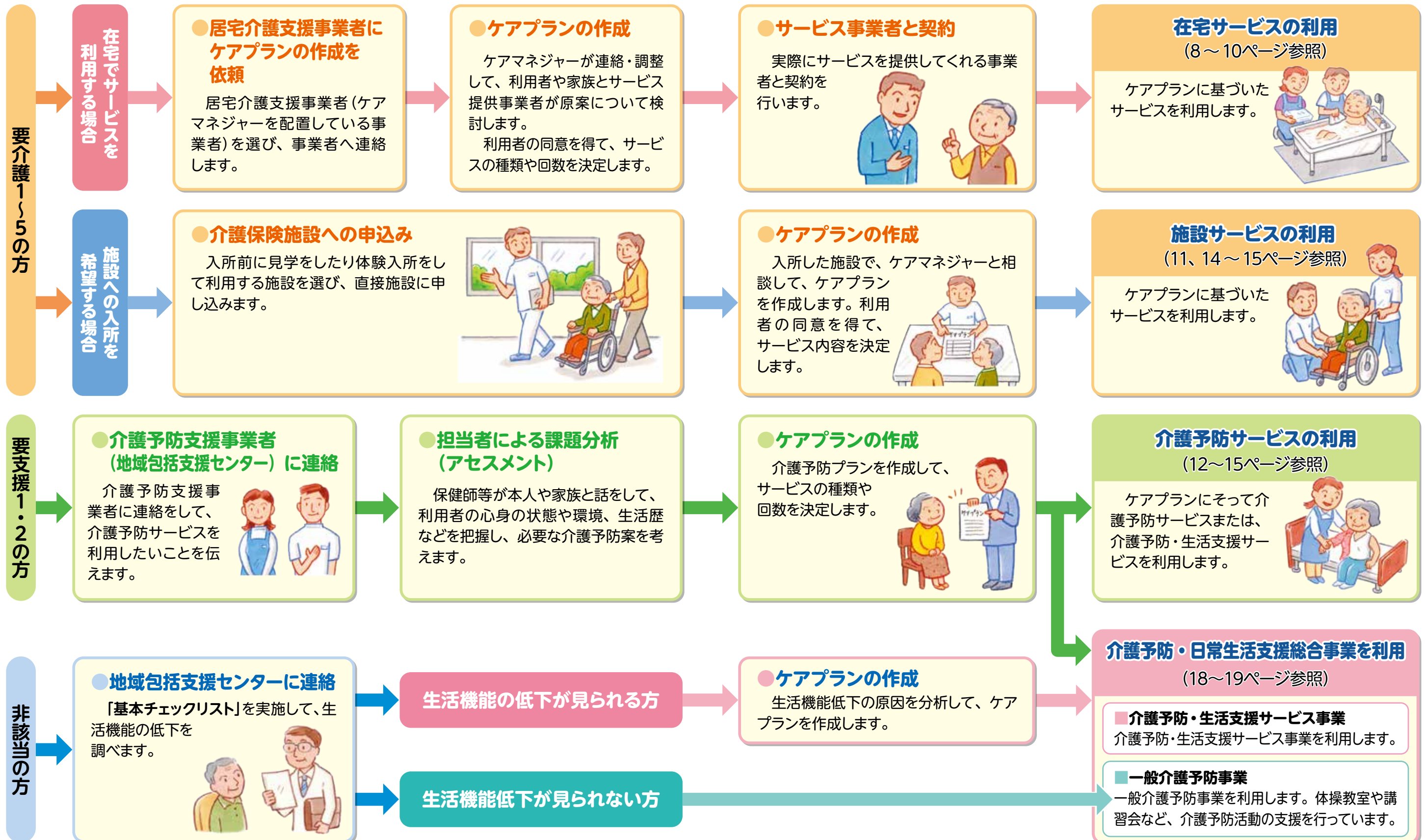
自立した生活が送れる方

④ サービスの利用（ケアプラン作成からサービス利用までの流れ）

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービス」「どれくらい」利用するかを決めるサービス計画のことで、ケアマネジャーがその手助けをします。

介護保険サービスに疑問や不満を感じたときは

介護保険サービスの内容や対応に疑問や不満があるときは、率直に事業所の担当者に話をしてみましょう。また、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談をしてみるのもひとつの方法です。それでも解決しない場合には、高齢者支援課窓口相談したり、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てたりすることもできます。



利用できるサービス

要介護1～5の方

介護サービス（在宅サービス）

在宅サービスには、自宅に来てもらって支援を受ける訪問介護サービスや、自宅から通って介護を受ける通所介護サービスなどがあります。

◆在宅で受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し



●サービス費用のめやす

■身体介護（20分以上30分未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	2,491円	250円

■生活援助（20分以上45分未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	1,827円	183円

※早朝・夜間は25％加算、深夜は50％加算となります。

■乗車・降車等介助（1回）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	990円	99円

※移送にかかる費用は別途負担となります。

👉 以下のサービスは介護保険の対象とはなりません！

- ✕ 本人以外の家族のための家事
- ✕ 草むしりや花木の手入れ
- ✕ ペットの世話
- ✕ 洗車
- ✕ 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	12,925円	1,293円

訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす

■1回につき

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	3,132円	314円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす

■訪問看護ステーションから（20分未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	3,205円	321円

■病院または診療所から（20分未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	2,715円	272円

◆施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（7時間以上8時間未満）

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	6,672円	668円
要介護2	7,878円	788円
要介護3	9,126円	913円
要介護4	10,373円	1,038円
要介護5	11,640円	1,164円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導（1か月に2回まで）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	5,150円	515円

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りでを行います。



●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合（所要時間7時間以上8時間未満）

※送迎を含む

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	7,749円	775円
要介護2	9,183円	919円
要介護3	10,637円	1,064円
要介護4	12,356円	1,236円
要介護5	14,024円	1,403円

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	6,132円	614円
要介護2	6,834円	684円
要介護3	7,576円	758円
要介護4	8,288円	829円
要介護5	8,990円	899円

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。

●サービス費用のめやす

介護老人保健施設（従来型個室）の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	7,635円	764円
要介護2	8,122円	813円
要介護3	8,760円	876円
要介護4	9,308円	931円
要介護5	9,845円	985円

◆施設入居者が受けるサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。



●サービス費用のめやす (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	5,495円	550円
要介護2	6,175円	618円
要介護3	6,885円	689円
要介護4	7,544円	755円
要介護5	8,243円	825円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

共生型サービスとは？

「共生型サービス」は、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象となった場合でも、これまでと同じ事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に受けられるようにするために設けられた制度です。障害のある方が65歳以上になっても、引き続き同じ施設でサービスを受けられます。

要介護1～5の方

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは在宅介護が難しい場合に、施設に入所して受けるサービスです。サービス費用に加えて食費や居住費等が別途必要となります。

《生活全般での介護が必要な方》 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。



※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護3	7,422円	743円
要介護4	8,132円	814円
要介護5	8,831円	884円

《在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方》 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。



●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,041円	805円
要介護2	8,548円	855円
要介護3	9,207円	921円
要介護4	9,744円	975円
要介護5	10,261円	1,027円

《長期的な療養と介護を一緒に受けたい方》 介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するための施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。



●サービス費用のめやす 多床室の場合 (1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要介護1	8,446円	845円
要介護2	9,562円	957円
要介護3	11,985円	1,199円
要介護4	13,009円	1,301円
要介護5	13,942円	1,395円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要支援1・2の方

介護予防サービス

要介護状態にならないようにするためのサービスで、利用者が自立した生活ができるように支援します。

◆在宅で受けるサービス

介護予防訪問入浴介護

自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。



●サービス費用のめやす

■全身入浴

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	8,739円	874円

介護予防
訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。



●サービス費用のめやす (令和6年6月からの費用です。)

■1回につき

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,030円	303円

介護予防訪問看護

看護師が自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



●サービス費用のめやす (令和6年6月からの費用です。)

■訪問看護ステーションから(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	3,093円	310円

■病院または診療所から(20分未満)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	2,613円	262円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



※医療機関の薬剤師が行う場合は月2回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月4回までとなります。

※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

●サービス費用のめやす (令和6年6月からの費用です。)

■単一建物居住者1人に対して行う場合

■医師による指導(1か月に2回まで)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1・2	5,150円	515円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

◆施設に通って受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。

●サービス費用のめやす (令和6年6月からの費用です。)
(1か月につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	23,065円	2,307円
要支援2	42,998円	4,300円

介護予防短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療機関等で、共通的服务として日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。



●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(併設型・従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	4,586円	459円
要支援2	5,705円	571円

介護予防短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、医学的管理の下に日常生活上の介護・支援や機能訓練を行います。



●サービス費用のめやす

介護老人保健施設(従来型個室)の場合
(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	5,871円	588円
要支援2	7,361円	737円

◆施設入居者が受けるサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けます。



●サービス費用のめやす

(1日につき)

	サービス費用	自己負担(1割)
要支援1	1,855円	186円
要支援2	3,137円	318円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

●原則、他市区町村のサービスは利用できません。

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。



●サービス費用のめやす

単独型の場合（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	8,756円	876円
要支援2	9,773円	978円
要介護1	10,108円	1,011円
要介護2	11,207円	1,121円
要介護3	12,305円	1,231円
要介護4	13,414円	1,342円
要介護5	14,512円	1,452円

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

※要支援1の方は利用できません。



●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援2	7,716円	772円
要介護1	7,757円	776円
要介護2	8,122円	813円
要介護3	8,355円	836円
要介護4	8,527円	853円
要介護5	8,710円	871円

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。



●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要支援1	35,086円	3,509円
要支援2	70,905円	7,091円
要介護1	106,357円	10,636円
要介護2	156,312円	15,632円
要介護3	227,391円	22,740円
要介護4	250,965円	25,097円
要介護5	276,715円	27,672円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

（筑紫野市では現在対応していません）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	126,585円	12,659円
要介護2	177,110円	17,711円
要介護3	248,971円	24,898円
要介護4	282,380円	28,238円
要介護5	319,419円	31,942円

夜間対応型訪問介護

（筑紫野市では現在対応していません）

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

■基本夜間対応型訪問介護（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	10,097円	1,010円

■定期巡回サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	3,798円	380円

■随時訪問サービス（1回につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1～5	5,789円	579円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

※新規入所は、原則要介護3以上の方となります。

●サービス費用のめやす

多床室の場合（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	6,084円	609円
要介護2	6,803円	681円
要介護3	7,554円	756円
要介護4	8,284円	829円
要介護5	8,994円	900円

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合（1か月につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	81,128円	8,113円
要介護2	126,736円	12,674円
要介護3	193,459円	19,346円
要介護4	238,485円	23,849円
要介護5	288,922円	28,893円

地域密着型特定施設入居者生活介護

（筑紫野市では現在対応していません）

入居定員29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（1日につき）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	5,536円	554円
要介護2	6,225円	623円
要介護3	6,945円	695円
要介護4	7,605円	761円
要介護5	8,314円	832円

地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排泄などの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

※要支援の方は利用できません。

●サービス費用のめやす

（7時間以上8時間未満）

	サービス費用	自己負担（1割）
要介護1	7,635円	764円
要介護2	9,024円	903円
要介護3	10,464円	1,047円
要介護4	11,884円	1,189円
要介護5	13,303円	1,331円

要介護1～5の方

要支援1・2の方

福祉用具貸与・販売、住宅改修

介護に必要な福祉用具のレンタルや購入をしたり、自宅をバリアフリーに改修したりするときに、費用の一部が介護保険から支給されます。

★令和6年4月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができるようになりました。

●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

●利用者負担について

用具の種類によりレンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

対象となる用具

○＝利用できる ×＝原則として利用できない

△＝尿のみを吸引するものはできる

	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具 ・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具を除く)	×	○	○
・自動排泄処理装置	△	△	○



特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。(指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません)

●利用者負担について

用具の種類により購入費の1割～3割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書等を添えて筑紫野市に申請することで、同年度において10万円の限度額内で保険給付分(費用の7割～9割)が、あとから支給されます。



対象となる用具

●腰掛便座 ●自動排泄処理装置の交換可能部品 ●入浴補助用具 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具
●排泄予測支援機器 ●固定用スロープ ●歩行器(歩行車を除く) ●単点杖(松葉杖を除く) ●多点杖

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消など生活環境を整えるための住宅改修を行った場合、費用の一部を住宅改修費として支給します。

対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他これらの各工事に付帯して必要な工事



●利用者負担について

要介護状態区分にかかわらず、同一住宅で1人につき対象費用20万円を上限として、その1割～3割を利用者が負担します。

※被保険者証記載の住所地(住民票上の住所地)における住宅改修のみが対象です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

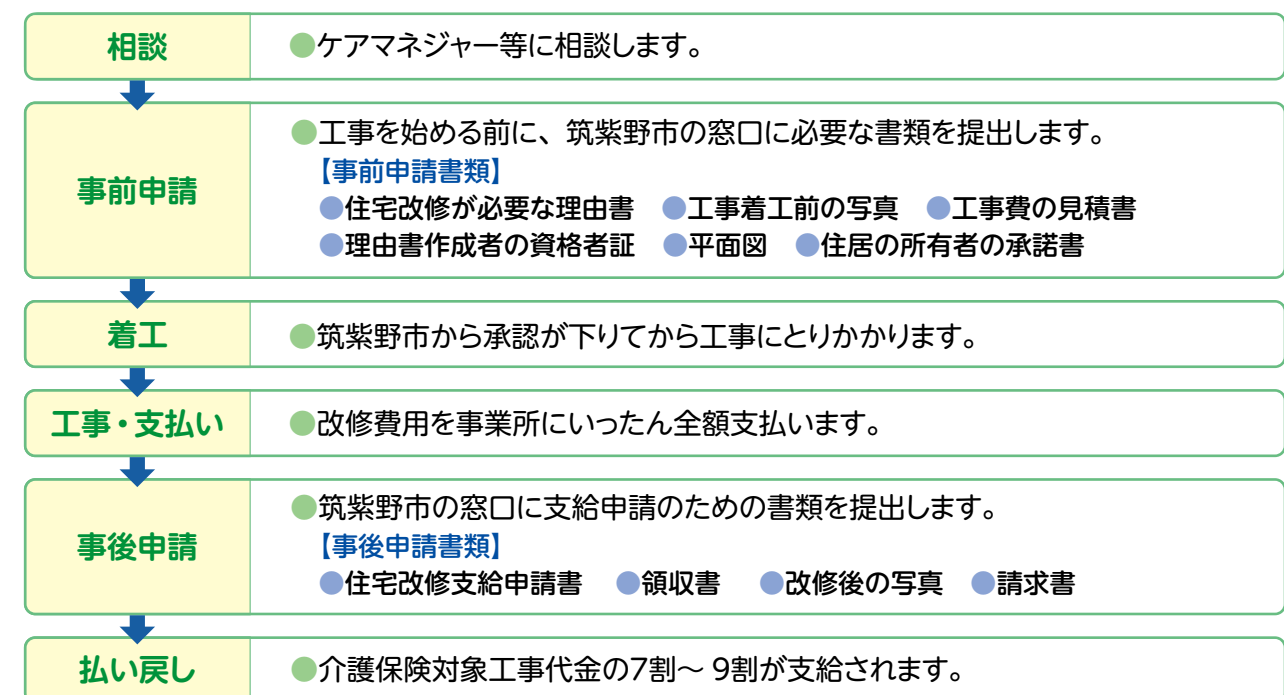
※引っ越しをした場合や要介護度が大きく上がった場合、再度支給を受けることができます。

② 介護保険で住宅改修するときの注意点

- 本人や介護をする家族がケアマネジャーなどと事前に相談し、専門的所見に基づき改修を必要と判断された、自宅における日常生活上での必要な工事に限られます。
- 必要に応じて複数の業者から見積りをとりましょう。より適切な改修を選択できます。

●手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り活かして、要介護状態になることを予防するための事業です。

◆総合事業を利用するには

以下の場合、地域包括支援センターへご相談ください。

- ①要介護認定の結果で非該当だった
- ②要介護認定は受けていないが、心身の状態が気になる

基本チェックリスト（5ページ参照）等により心身の状態を確認します。生活機能の低下がみられた場合は、「介護予防・生活支援サービス事業」の事業対象者としてサービスの利用ができます。

サービスを利用する際は、地域包括支援センター等が、心身の状態に応じた介護予防ケアプランを作成。ケアプランに基づいた介護予防サービスを利用できます。

生活機能の低下がみられなかった場合は、「一般介護予防事業」のご案内をします。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の人、または、基本チェックリストの結果、生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が対象です。

●訪問型サービス

介護事業者による食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助といった訪問型のサービスです。

サービス 費用のめやす	週に1回程度	1,201円
	週に2回程度	2,399円
	週に2回程度を超える利用	3,806円

※上記の金額はサービス費用の1割の利用者負担です。
一定以上所得者は、この2倍または3倍になります。



用語解説▶地域包括支援センター

介護予防に関する業務を担っている市区町村に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師・認知症地域支援推進員等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけでなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。（裏表紙参照）

介護予防・生活支援サービス事業

●通所型サービス

介護事業者による食事・入浴・排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなどの通所型のサービスです。



サービス 費用のめやす	週に1回程度	1,824円
	週に2回程度	3,672円

※上記の金額はサービス費用の1割の利用者負担です。一定以上所得者は、この2倍または3倍になります。
※食費・日常生活費は別途必要です。
※送迎があります。

*足腰元気になろう塾

保健・医療の専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービスです。運動機器を使った個別のリハビリテーションや集団での筋力体操などを週1回全12回（約3か月）継続します。

- 対象者**
- ① **要支援1の方** *要支援2の方は利用できません。
 - ② **事業対象者**

サービス 費用のめやす	1回（2時間程度）	500円
	※通所型サービスの併用はできません。 また足腰元気になろう塾は終了後、1年間は利用できません。	



一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に行われるサービスです。高齢者自身も事業の担い手として参加することにより、地域のコミュニティを活性化する役割を期待されています。



- 対象者** 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方。
- 利用料** 原則として利用者の負担はありません。

カミーンリヤやコミュニティセンター、各公民館等で開催される、筑紫野市や地域の住民が主体となった体操教室や介護予防に関する講演会などに参加できます。

※一般介護予防事業は、65歳以上なら誰でも利用できるサービスですが、主催者が対象者を別に設けている場合があります。

●その他のサービス

筑紫野市高齢者在宅福祉サービス

利用できるのは、おおむね65歳以上の一人暮らしや心身の不自由な方です。世帯構成、心身の状況等に応じて受けられないサービスがありますので、まずはご相談ください。
(令和6年4月現在)

食の自立支援

一人暮らしの高齢者が障がい者、または、高齢者のみか、障がい者のみの世帯で、体力の低下、心身の障がいや傷病のため、買い物や調理ができず、地域の見守りを必要とする方を対象として、栄養のバランスの取れた食事(夕食のみ)を配達し、安否確認をします。



利用料	1食 430円
-----	---------

緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者や心身障がい者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に24時間体制で対応します。



利用料	月額0円から1,210円 (介護保険料の所得段階により決定)
-----	-----------------------------------

ショートステイ

介護保険の対象にならない方が、家族の都合等で一時的に自宅での生活が困難になったとき、原則一週間まで養護老人ホームに入所することができます。



利用料	1日 1,720円
-----	-----------

高齢者等住宅改造費助成

介護保険の認定や障がいがあり、住宅改造をされる方で、住民税非課税世帯に30万円を限度として助成します(ただし介護保険優先です)。



寝たきり老人等介護手当

65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた方で、住民税非課税世帯の介護者に月額2万円が支給されます。



寝具洗濯サービス

衛生管理が困難な一人暮らしの方や、寝たきり状態の方の寝具が洗濯できます。

利用料	寝具の種類により金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。 (利用は年度中に2回まで)
-----	---

無料法律相談

毎月第2・4木曜日、13時30分から15時30分の時間帯で、司法書士による無料の法律相談を1人50分程度行っています。事前に予約が必要です。



紙おむつ給付事業

介護保険の認定を受け、紙おむつを常時必要とする*住民税非課税の方に、月3,000円または5,000円分を上限として紙おむつを支給します。

※介護保険施設や病院へ入院されている方は対象外となります。

*介護保険訪問調査項目の「排便」「排尿」「ズボン等の着脱」で「見守り」以上に該当する方が対象です。

支給条件

■介護保険料の所得段階が第1～3段階
.....月5,000円まで

■介護保険料の所得段階が第4～5段階
.....月3,000円まで

※介護認定の区分ではありませんのでご注意ください。

成年後見制度利用支援

認知症などの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を保護し、支援するのが成年後見制度です。

市では、成年後見制度の利用手続きに際し、助言と支援を行います。



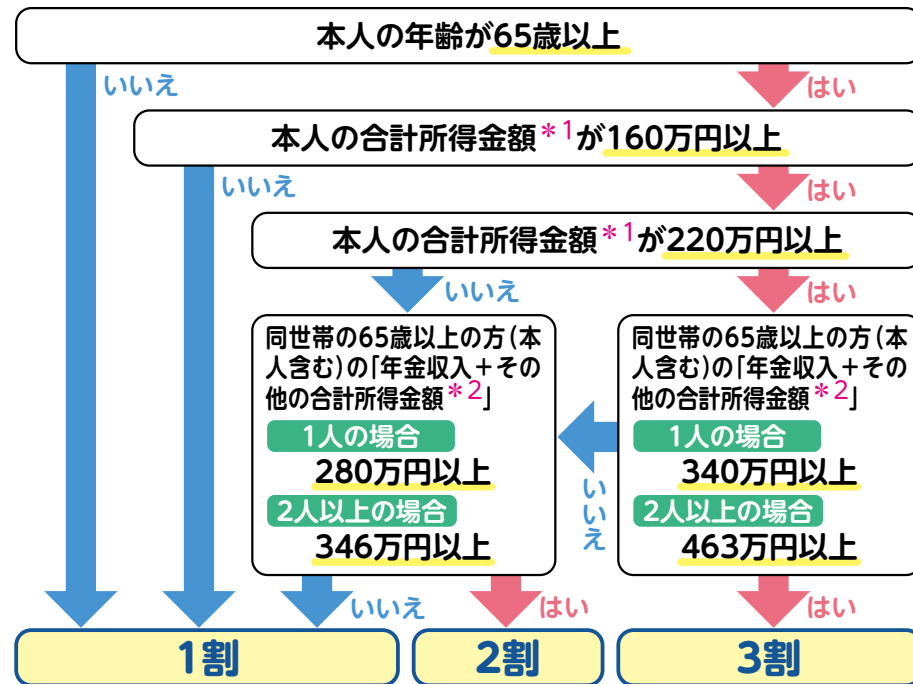
お問い合わせ先

筑紫野市高齢者支援課	高齢者福祉担当	☎923-1111 (内線451・452)
筑紫野市 地域包括支援センター	むさし	☎925-2775
	天拝の園	☎918-5788
	ちくしの荘	☎926-2871

利用者負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、**かかった費用の1割～3割**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

負担割合の判定方法



***1 合計所得金額**
収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額で、かつ基礎控除、人的控除の所得控除をする前の金額。土地売却等にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額。

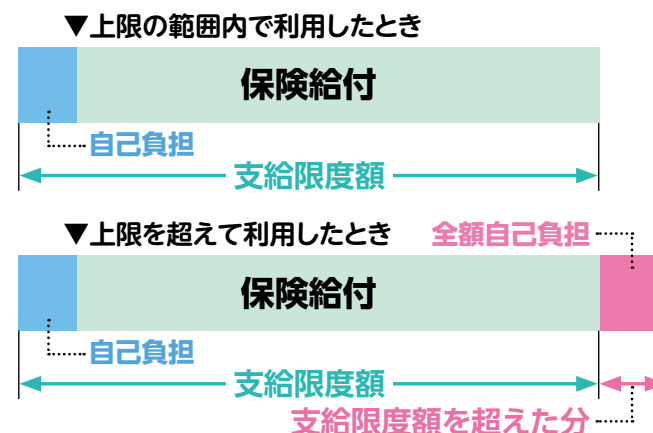
***2 その他の合計所得金額**
上記の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額。

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）》

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



左記の支給限度額に含まれないサービス

- ◆特定福祉用具販売
 - ◆住宅改修費
 - ◆居宅療養管理指導
 - ◆特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
 - ◆認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
 - ◆地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
 - ◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①サービス費用の1割～3割、②食費、③居住費、④日常生活費が、利用者の負担となります。

食費 = 食材料費 + 調理コストに相当する費用 ※栄養管理は保険給付対象

居住費 = 施設の利用代（減価償却費）+ 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

《対象施設およびサービス》

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の食費と居住費
- ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の食費と居住費

《基準費用額（1日あたり）》

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

施設の種類	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,006円	1,668円	1,171円	855円	1,445円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,006円	1,668円	1,668円	377円	1,445円

★令和6年8月から、基準費用額が下記のとおり引き上げられます。

介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066円	1,728円	1,231円	915円	1,445円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,066円	1,728円	1,728円	437円 [室料を徴収する場合 697円]* [室料を徴収しない場合 437円]	1,445円

※令和7年8月から多床室の基準費用額は[]内の金額となります。

用語解説▶居室の種類

- ユニット型個室 …… リビングルーム（共同生活室）がある個室
- ユニット型個室的多床室 …… 間仕切りで個室化したユニット型の居室
- 従来型個室 …… 共同生活室のない個室
- 多床室 …… 一つの部屋に多人数が入所する居室



●利用者負担の軽減について

■所得の低い方は利用者負担軽減制度があります

《負担限度額認定》

申請が必要です!

所得の低い方は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用するときの食費・居住費について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります（負担限度額認定）。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合、対象外となります。

申請に必要なもの

- 申請書、同意書（介護保険担当窓口にあります）
- 本人、配偶者の預貯金などの金額を確認できるもの（下記「★預貯金などについて」欄参照）

《負担限度額（日額）》

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額*2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室*1	多床室	
第1段階	820円	490円	320円(490円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	420円(490円)	370円	600円(390円)
第3段階①	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	1,000円(650円)
第3段階②	1,310円	1,310円	820円(1,310円)	370円	1,300円(1,360円)

★令和6年8月から、居住費の負担限度額が下記のとおり引き上げられます。

第1段階	880円	550円	380円(550円)	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円(550円)	430円	600円(390円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	1,000円(650円)
第3段階②	1,370円	1,370円	880円(1,370円)	430円	1,300円(1,360円)

*1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）を利用した場合は（ ）内の金額となります。

*2 介護保険施設を利用した場合は、（ ）内の金額になります。

《軽減の対象となる条件》

利用者負担段階	対象者	
	所得などの条件	預貯金などの条件
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	単身で1,000万円以下、 夫婦で2,000万円以下
第2段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身で650万円以下、 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下、 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下、 夫婦で1,500万円以下

注1：配偶者は世帯が分かれていても含みます。注2：年金収入は課税年金・非課税年金の収入の合計です。

★預貯金などについて	
預貯金などに含まれるもの	確認できるもの
預貯金（普通・定期）	記帳した通帳の写しなど
有価証券（株式、国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
タンス預金（現金）	自己申告（申請書に記載）
負債	借用証書など

生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品などは預貯金等には含まれません。

自己負担が高額になったとき

●1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、自己負担の額は世帯の合計額となります。対象となる人には市から申請書を送付します。

※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

※1度申請すると申請以降該当する月は自動的に振り込まれます。

《自己負担の上限額（1か月）》

対象者	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、 合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円 （個人の場合は15,000円）
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
課税所得380万円未満の世帯の方	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方	93,000円
課税所得690万円以上の世帯の方	140,100円

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

区分	70歳未満の方	区分	70歳以上の方
年間所得901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
年間所得210万円以下	60万円	課税所得145万円未満*	56万円
住民税非課税世帯	34万円	住民税非課税世帯	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

介護保険料について

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

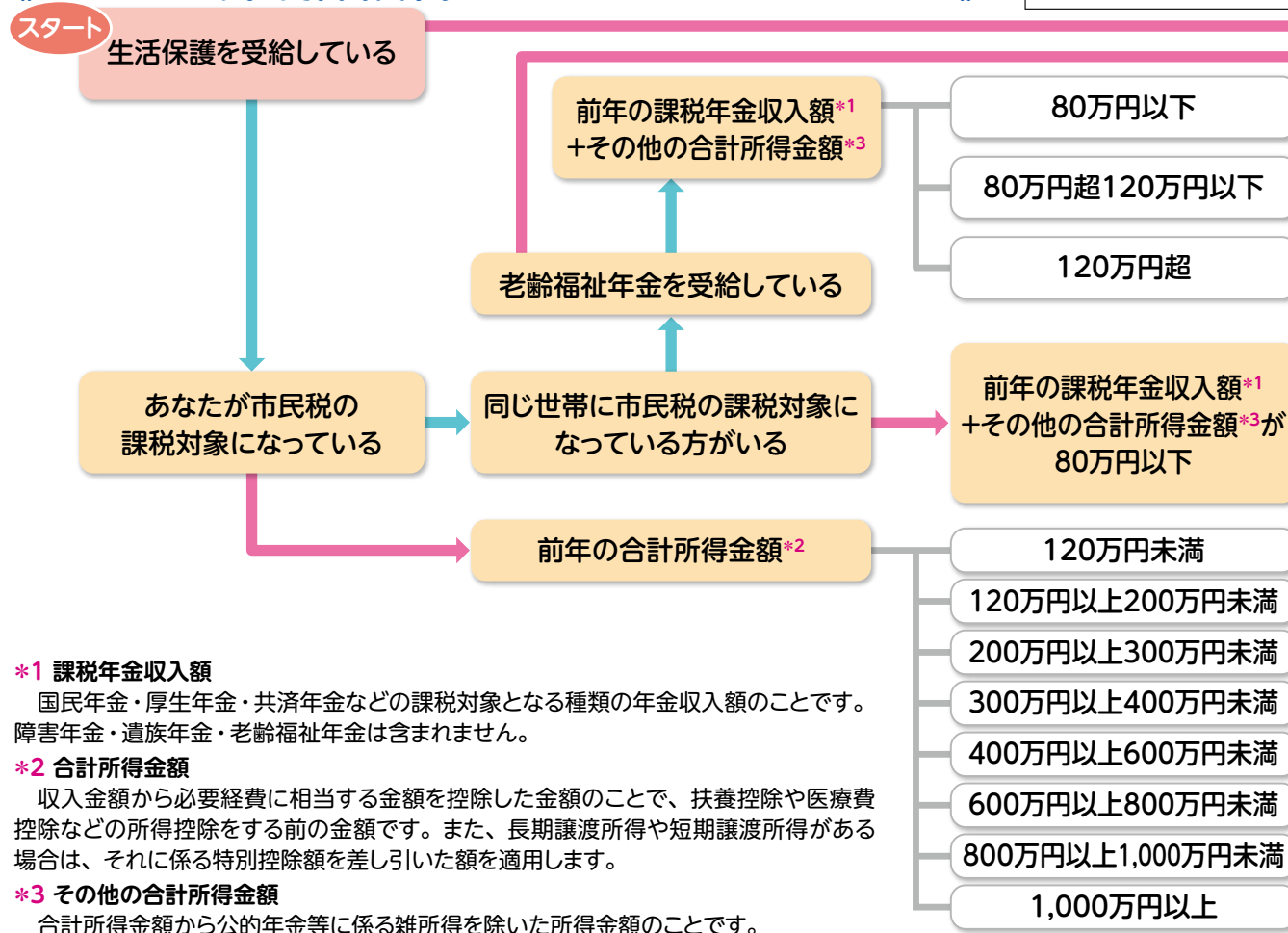
介護保険の運営にかかる費用の総額（利用者負担分を除く）のうち、第1号被保険者が負担する割合（介護保険給付費総額の23%）に応じて基準額が決まります。



決め方 基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないように、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \frac{\text{筑紫野市の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{筑紫野市の第1号被保険者数}}$$

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》



*1 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金は含まれません。

*2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それに係る特別控除額を差し引いた額を適用します。

*3 その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額のことです。

納め方 原則として、保険料は年金から納めます（特別徴収）。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日のある月）の分からとなります。

年金が年額18万円以上の方
（月額15,000円以上の方）

年金からの天引きになります

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます（特別徴収）。4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます（本徴収）。※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収（納入通知書での支払い）となります

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- 年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき など

年金が年額18万円未満の方
（月額15,000円未満の方）

納付書や口座振替で納付します

送付される納入通知書に基づき、市区町村に個別に介護保険料を納めます（普通徴収）。納入通知書の納期にしたがって納めます。納め忘れのない口座振替が便利で確実です。

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- 納入通知書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印



段階	対象者	年間保険料	倍率
第1段階	・生活保護を受給している方 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	19,152円	基準額×0.285*
第2段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	32,592円	基準額×0.485*
第3段階	・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	46,032円	基準額×0.685*
第4段階	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに市民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	57,120円	基準額×0.85
第5段階	・本人が市民税非課税で、世帯のどなたかに市民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方（基準額）	67,200円	基準額×1.00
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	77,280円	基準額×1.15
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	84,000円	基準額×1.25
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	100,800円	基準額×1.50
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	107,520円	基準額×1.60
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	124,320円	基準額×1.85
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	141,120円	基準額×2.10
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	147,840円	基準額×2.20
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	154,560円	基準額×2.30

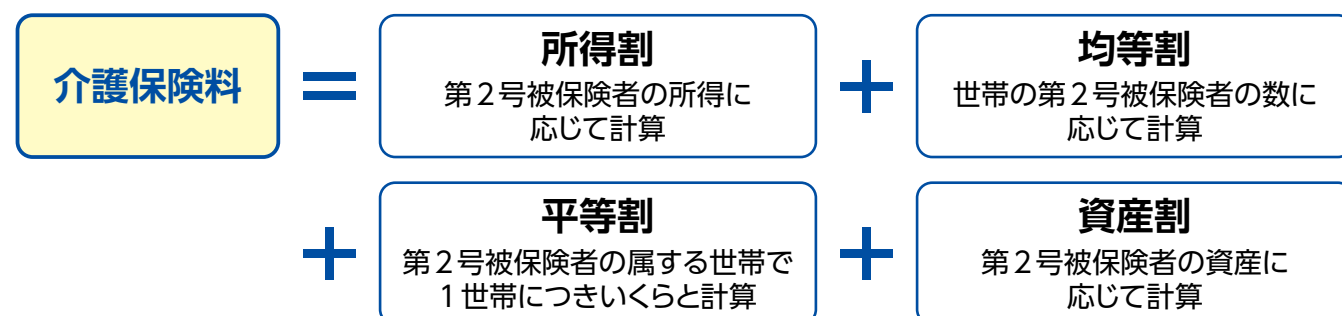
* 市民税が非課税世帯の第1段階から第3段階の方は、軽減措置が実施されています。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

●国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市区町村の国民健康保険税（料）の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。



※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。

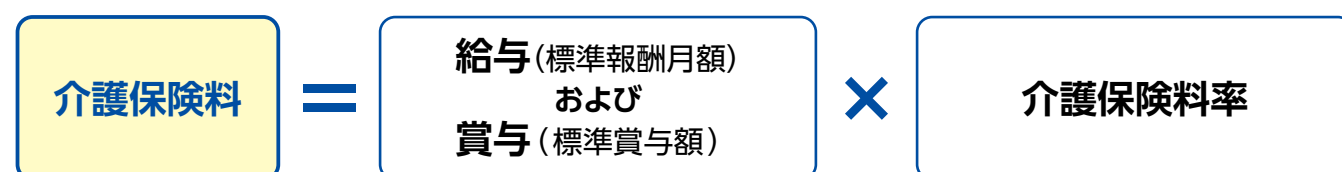
※詳しい内容は国保年金課にご確認ください。



納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

●職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。詳しくは加入している医療保険窓口にお問い合わせください。



※原則として事業主が半分を負担し、半分会社が負担します。

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収（天引き）されます。



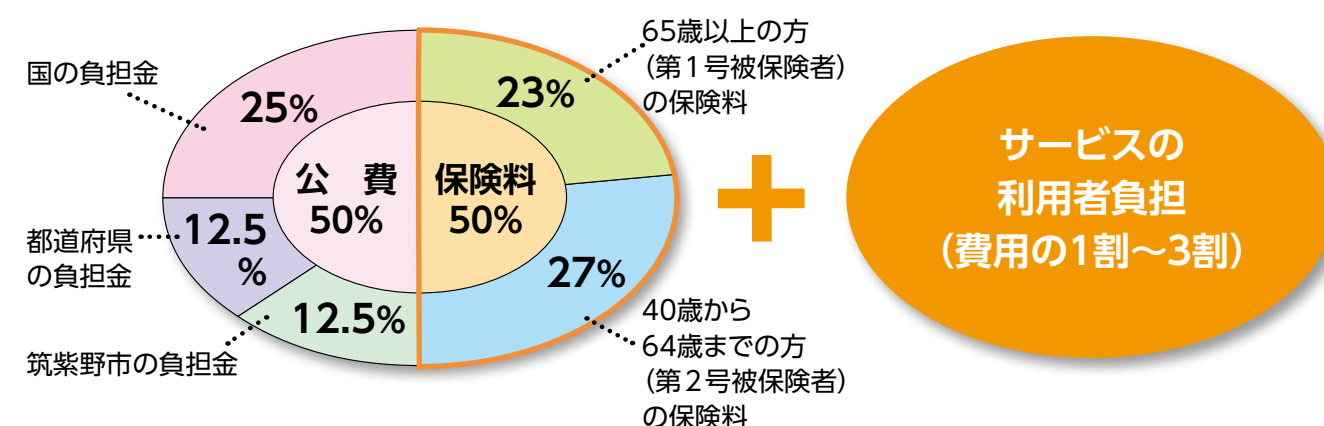
介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者（国保や健康保険組合など）によって資格が確認されるので、届け出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届け出が必要になります。

- ☐ 国内に住所をもたない方
- ☐ 在留資格または在留見込期間が3か月以下の外国人
- ☐ 障害者支援施設など適用除外施設の入所者

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・筑紫野市の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが利用するサービスに対する保険給付費にあてられます。



保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上
滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分（費用の9割～7割）が支払われます。

〔被保険者証に記載されます〕



1年6か月以上
滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。



2年以上
滞納すると…

利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費（25ページ参照）が受けられなくなります。

〔被保険者証に記載されます〕



こんなときは保険料の減免申請をしましょう！

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、介護保険担当窓口までお申し出ください。

その他利用者負担の軽減制度について

●低所得者に対する利用料等減額

①障がい者などの訪問介護等利用者に対する支援措置

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として利用者負担額のなかった方が、介護保険制度の適用となり訪問介護・夜間対応型訪問介護を利用する場合、利用者負担額を全額免除します。

②社会福祉法人等による利用者負担の軽減

下記の要件に該当する生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供するサービスの一部を利用する場合、申請により利用者負担額を軽減します。

軽減の内容 原則として利用者負担額の25%を軽減

対象者 次の①から⑤のすべてに該当する方

①サービスを受ける日の属する年の前年(サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては前々年)の本人と家族の収入額の合計額(年額)が右表の額以下である方。

世帯員数	1人	2人	3人
収入合計額*1	150万円	200万円	250万円
預貯金合計額*2	350万円	450万円	550万円

*1 世帯員数が2人以上の場合は、2人目から1人につき50万円を加算
*2 世帯員数が2人以上の場合は、2人目から1人につき100万円を加算

②全ての世帯員の現金、預貯金の合計額が右表の額を超えていない方。

③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない方。

④利用者負担額の負担能力がある親族等に扶養されていない方。

⑤介護保険料を滞納していない方。

③住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

介護保険施設入所における食費・居住費の負担限度額(P24)の対象とならない方のうち下記の要件に該当する場合は、申請により「特例減額措置」が受けられます。

措置の内容 介護保険施設入所における食費・居住費(片方または両方)について、利用者負担第3段階②の負担限度額を適用

対象者 次の①から⑥のすべてに該当する方

①世帯員の数が2人以上の方(施設入所により世帯が分かれた場合は、入所前の世帯で判断します。なお、配偶者が同じ世帯に属していないときは、配偶者も含めます。③から⑥の世帯員についても同様とします)。

②介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担している方。

③全ての世帯員の収入[年金収入額+合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)]から、施設利用者負担(介護保険サービスの利用者負担+食費+居住費)の見込み額を除いた年間収入額が80万円以下である方。

④全ての世帯員の現金、預貯金等の額が450万円以下である方。

⑤全ての世帯員が居住や日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない方。

⑥全ての世帯員が介護保険料を滞納していない方。

筑紫野市の対策

介護サービス費利用者負担額の補助

筑紫野市の介護保険の被保険者で要介護認定または要支援認定を受けている方のうち下記の要件に該当する場合は、申請により利用者負担額の一部を補助します。

補助の内容 利用者負担額10%の3割を補助

※高額介護(予防)サービス費の支給を受けている方は、高額介護(予防)サービス費を控除した額の3割となります。

対象者 老齢福祉年金受給者以外の方は、次の①から⑦のすべてに該当する方
老齢福祉年金受給者は、①・②・③に該当する方

①全ての世帯員が住民税非課税である方。

②生活保護を受けていない方。

③全ての世帯員の収入が生活保護基準額の1.2倍以下である方。

④全ての世帯員の現金、預貯金などの合計額が③の基準額の2倍に対象者1人につき100万円を加えた額以下である方。

⑤全ての世帯員が活用できる資産を有しない方。

⑥住民税課税者の扶養になっていない方。

⑦介護保険料を滞納していない方。

……………詳しくは、市高齢者支援課へお問い合わせください。

介護サービス提供事業者

筑紫野市内の事業所を掲載しています。その他の事業所については、ケアマネジャーもしくは高齢者支援課へお問い合わせください。
(令和6年5月1日現在)



居宅介護支援事業者〈要介護1～5の方〉

要介護者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、ケアプランの作成や各介護サービス提供事業者と調整を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719202	医療法人 西本内科医院	818-0024	原田6丁目8番地1	092-926-0021
4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリヤ	092-920-8008
4073000079	ケアプランサービス ちくしの荘	818-0034	美しが丘南3丁目4番7号 宝満ヴィラ美しが丘228号	092-926-2986
4073000095	よこみぞ医院 ケアプランサービス つかさ	818-0042	立明寺506番地5	092-921-5009
4073000111	医療法人 牧和会 介護老人保健施設 リハビリハイツアシスト 桜台ケアプランサービス	818-0064	常松456番地2	092-923-8864
4073000137	ケアプランサービス あけぼの	818-0061	紫4丁目6番15号	092-918-1300
4073000160	医療法人 文杏堂 杉病院 指定居宅介護支援事業所	818-0072	二日市中央1丁目2番8号	092-918-1900
4073000178	居宅介護支援事業センターむさし	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4722
4073000194	介護計画サービスベアレント	818-0025	筑紫28番地7	092-555-3080
4073000418	J A筑紫ケアプランサービス	818-8642	杉塚3丁目3番10号	092-924-1334
4073000434	ケアプランセンター天拝の園	818-0042	立明寺618番地1	092-918-5802
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	武蔵1丁目1番24号	092-918-2600
4073000780	どい内科クリニックケアプランサービス	818-0036	光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4073000848	四季のいずみケアプランセンター	818-0013	岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4073000921	ケアプランあしき	818-0011	阿志岐2399番地	092-922-6578
4073000947	サンカルナ二日市居宅介護支援事業所	818-0061	紫2丁目4番1号	092-928-1626
4073001275	みのりケアプランセンター	818-0056	二日市北2丁目12番10号 アイビス京町 206号	092-925-2522
4073001382	ケアプランセンターたんたん	818-0026	美咲1023番地2	092-926-1110
4073001432	ケアプランセンターつくし	818-0061	紫3丁目11番2号	092-408-4152
4073001606	ケアプランセンターさち	818-0036	光が丘1丁目23番地2	092-926-8087
4073001671	ケアプランセンターりあん	818-0066	永岡503番地8	092-980-5488
4073001770	パカンス ケアプラン	818-0041	上古賀3丁目16番2号	092-921-2587
4073001788	Care Design TiCTAC	818-0022	筑紫駅前通1丁目10番地 シティハイム筑紫 202号	092-555-7453

介護予防支援事業者(地域包括支援センター)〈要支援1・2、事業対象者の方〉

★は地域包括支援センター

要支援者のケアプランの作成を行ったり、非該当と判定された方や要介護認定を受けていない高齢者を対象に介護予防事業を行います。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4003000017	筑紫野市地域包括支援センター ちくしの荘 ★	818-0024	原田462番地	092-926-2871
4003000033	筑紫野市地域包括支援センター むさし ★	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-2775
4003000041	筑紫野市地域包括支援センター 天拝の園 ★	818-0042	立明寺618番地1	092-918-5788
4073000111	医療法人 牧和会 介護老人保健施設 リハビリハイツアシスト 桜台ケアプランサービス	818-0064	常松456番地2	092-923-8864
4073001788	Care Design TiCTAC	818-0022	筑紫駅前通1丁目10番地 シティハイム筑紫 202号	092-555-7453

訪問介護・訪問型サービス（ホームヘルプ）〈要介護１～５、要支援１・２、事業対象者の方〉 ★は要介護１～５のみ				
介護福祉士やホームヘルパー等が自宅に訪問し、日常生活の介護や家事の援助を行います。				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000012	社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013	岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリア	092-920-8008
4073000186	ホームヘルプサービス ペアレント	818-0025	筑紫28番地7	092-555-3080
4073000806	ホームヘルプサービス ひかり	818-0032	西小田35番地	092-408-7351
4073000822	四季のいずみ 訪問介護	818-0013	岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4073000939	サンカルナ二日市訪問介護事業所	818-0061	紫2丁目4番1号	092-928-1623
4073001051	ツインズヘルパーステーション	818-0005	原166番地329	092-555-9682
4073001077	ヘルパーステーション吉木	818-0004	吉木1728番地	092-921-5600
4073001143	ヘルパーステーション オレガノ	818-0066	永岡1286番地2	092-918-1511
4073001150	みどりの風ヘルパーステーション二日市	818-0072	二日市中央3丁目7番19号	092-919-5634
4073001333	ホームヘルプサービス城山の郷	818-0025	筑紫383番地6	092-555-3412
4073001358	介護ステーション久兵衛	818-0058	湯町1丁目7番5号	092-986-5570
4073001366	ちくしの森 ヘルパーステーション	818-0067	俗明院1丁目7番3号	092-922-8528
4073001440	ヘルパーステーションみんとく	★	818-0083 針摺中央1丁目17番18号	092-555-4171
4073001481	ケアサポート ちくし	★	818-0004 吉木2459番地1	092-923-0005
4073001499	訪問介護事業所いつくしの里	★	818-0084 針摺西1丁目3番28号 筑油ハイツ205	092-408-7561
4073001523	二日市温泉翔裕園ヘルパーステーション	★	818-0058 湯町1丁目15番25号	092-403-2070
4073001549	ホームヘルプサービス万葉の郷	818-0057	二日市南4丁目1番40号	092-919-5855
4073001572	訪問介護 hope	818-0054	杉塚1丁目1番46号	092-921-1508
4073001598	ヘルパーステーション絆	818-0066	永岡503番地8	092-921-0260
4073001614	ケアネットはーとぴあ	818-0013	岡田3丁目11番地1 ほほえみタウンA棟	092-555-5923
4073001622	ツクイ筑紫野	818-0024	原田8丁目4番地3	092-919-7227
4073001713	ヘルパーステーションみらい	★	818-0063 桜台2丁目25番地1 ヴィルスリージェ西小路303	092-555-8420
4073001754	訪問介護 すもも	818-0071	二日市西4丁目5番8号	092-925-6362

訪問看護・介護予防訪問看護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉				
医師の指示に基づき、看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話をを行います。				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4061790004	桜台 訪問看護ステーション	818-0066	永岡976番地1	092-923-7003
4061790012	訪問看護ステーション芦田鶴	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-923-1763
4061790046	四季のいずみ訪問看護ステーション	818-0013	岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4061790079	訪問看護ステーション タイム	818-0066	永岡1286番地2	092-918-1511
4061790087	みどりの風訪問看護ステーション	818-0072	二日市中央3丁目7番19号	092-555-3188
4061790095	訪問看護ステーション笑顔・ネット	818-0004	吉木1492番地131	092-924-5665
4061790111	あいぞら訪問看護ステーション福岡	818-0024	原田7丁目12番9号 アンジェリーク103号	092-710-3818
4061790129	訪問看護ステーション アリス	818-0083	針摺中央1丁目17番18号	092-555-4171
4061790137	リアン訪問看護	818-0059	塔原東3丁目12番18号 道永貸店舗3号	092-555-7244
4061790152	訪問看護ステーション花笑み 筑紫野	818-0054	杉塚1丁目2番2号 オフィスパレア筑紫野V B-1	092-558-0571
4061790160	医療法人みらい 訪問看護ステーション 「まもるん」	818-0012	大字天山37番地	092-926-1691
4061790178	まんぶく訪問看護リハステーション筑紫野	818-0071	二日市西2丁目1番7号 高田店舗4号室	092-710-1622
4061790186	訪問看護ステーション R e a f ちくしの	818-0035	美しが丘北1丁目11番地6	092-403-0070

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション〈要介護１～５、要支援１・２の方〉				
医師の指示に基づき、理学療法士等が自宅を訪問し、機能の維持回復や日常生活の自立を助けるために必要なリハビリを行います。				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011719194	医療法人 文杏堂 杉病院 訪問リハビリテーション	818-0072	二日市中央1丁目3番2号	092-923-6666
4011719236	医療法人徳洲会 二日市徳洲会病院	818-0072	二日市中央4丁目8番25号	092-922-2531
4011719251	医療法人社団 邦生会 高山病院 訪問リハビリテーション	818-0083	針摺中央2丁目11番10号	092-921-4511
4011719293	医療法人 つかさ会 よこみぞ医院	818-0042	立明寺506番地5	092-921-5001
4011719384	どい内科クリニック訪問リハビリテーション	818-0036	光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4011719137	小西第一病院 訪問リハビリテーション	818-0068	石崎1丁目3番1号	092-923-2238

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉				
特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所して、日常生活上の介護を受けることができます。				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000152	むさし苑ショートステイ	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073001259	むさし苑ショートステイなのはな	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073000335	ちくしの荘 ショートステイ	818-0024	原田462番地	092-926-2811
4073000459	ショートステイ「天拝の園」	818-0042	立明寺618番地1	092-918-5800
4073000871	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	武蔵1丁目1番24号	092-923-4366
4073001317	ショートステイサービスたんたん	818-0026	美咲1023番地2	092-926-1001
4073001515	ショートたんたん	818-0026	美咲1023番地2	092-926-1001

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉				
診療所等に短期間入所して、医学的治療や機能訓練、及び日常生活上の介護を受けることができます。				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000970	どい内科クリニック ショートステイ	818-0036	光が丘4丁目5番地3	092-926-7415

通所介護・通所型サービス（デイサービス）〈要介護１～５、要支援１・２、事業対象者の方〉 ★は要介護１～５のみ				
利用者がデイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴、レクリエーション等を受けることができます				
事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000145	デイサービスセンター天拝	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4712
4073000236	ちくしの荘 デイサービスセンター	818-0024	原田462番地	092-926-3381
4073000277	デイサービスセンター J A筑紫アネシス	818-0013	岡田3丁目11番地1 筑紫野市総合保健福祉センター カミーリア	092-926-6106
4073000400	デイサービスセンター あけぼの	★	818-0061 紫4丁目6番15号	092-918-1313
4073000442	デイサービスセンター 「天拝の園」	818-0042	立明寺618番地1	092-918-5801
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	武蔵1丁目1番24号	092-923-8292
4073000749	デイサービスセンターリスタートさくら	818-0072	二日市中央6丁目6番10号 柴田ビル1階	092-929-3240
4073000756	デイサービスセンターハーモニー聖和	818-0032	西小田991番地3	092-927-1811
4073000772	デイサービスセンター雅翔	818-0036	光が丘4丁目5番地3	092-926-8836
4073000897	よこみぞ医院デイサービスつかさ	818-0042	立明寺509番地1	092-917-5006
4073001085	デイサービスセンター吉木	818-0004	吉木1728番地	092-921-5600
4073001101	みんなのうたデイサービス	818-0056	二日市北3丁目1番23号	092-921-5050
4073001127	デイサービスセンター ローズ	818-0066	永岡1286番地2	092-918-1511
4073001135	みどりの風デイサービスセンター二日市	818-0072	二日市中央3丁目7番19号	092-919-5633
4073001291	ちくしの森 デイサービス	818-0067	俗明院1丁目7番3号	092-922-8528
4073001309	デイサービスセンターたんたん	818-0026	美咲1023番地2	092-926-1000
4073001457	デイサービス筑紫野B E L L E Z A	818-0034	美しが丘南1丁目12番地1	092-408-4499
4073001507	二日市温泉翔裕園デイサービス	★	818-0058 湯町1丁目15番25号	092-921-8201
4073001531	デイサービスセンター万葉の郷	818-0057	二日市南4丁目1番40号	092-919-5855
4073001580	リハビリデイ絆	818-0066	永岡503番地8	092-921-0262
4073001630	ツクイ筑紫野	818-0024	原田8丁目4番地3	092-919-7227
4073001705	介護事業所 らぐたいむ筑紫	★	818-0005 原563番地2	092-986-3153
4073001739	リハビリデイサービスRECRU.	818-0025	筑紫614番地3	092-408-9660
4073001747	リハビリ特化型デイサービス セカホコ	818-0034	美しが丘南1丁目2番地1	092-926-7771
4073001762	ブルーミングケア福岡筑紫野	★	818-0013 岡田1丁目9番地1	092-710-3310
4073200687	デイサービスセンター城山の郷	818-0025	筑紫383番地6	092-927-2176
4073401293	デイサービス リハモールちくし	★	818-0004 吉木2459番地1	092-923-0005

**通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
〈要介護１～５、要支援１・２の方〉**

医師の指示に基づき、病院や老人保健施設に日帰りで通い、リハビリを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4011711407	二日市整形外科クリニックデイケア	818-0061	紫2丁目22番1号	092-928-2222
4011711431	寺本整形外科 デイケア・テラス	818-0072	二日市中央4丁目11番1号	092-919-5880
4011719194	医療法人文杏堂 杉病院	818-0072	二日市中央1丁目3番2号	092-923-6666
4011719202	医療法人 西本内科医院	818-0024	原田6丁目8番地1	092-926-0021
4011719251	高山病院 通所リハビリテーション	818-0083	針摺中央2丁目11番10号	092-921-4511
4011719384	医療法人燦宗会 どい内科クリニック	818-0036	光が丘4丁目5番地3	092-926-7415
4073000020	医療法人つかさ会 よこみぞ医院 デイケアセンターつかさ	818-0042	立明寺506番地5	092-921-5003
4073000038	デイ・ケアセンターあけぼの	818-0061	紫4丁目6番15号	092-924-0191
4051780072	介護老人保健施設 ハーモニー聖和	818-0032	西小田991番地3	092-927-1811

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉

有料老人ホームやケアハウス等に入居して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000053	有料老人ホーム サンテルム延寿館	818-0058	湯町2丁目3番2号	092-924-1500
4073000699	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	武蔵1丁目1番24号	092-923-4366
4073000731	すまいるホーム二日市	818-0057	二日市南2丁目15番30号	092-918-5430
4073000798	ケアハウス 菜和	818-0025	筑紫49番地4	092-926-2755

**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
〈要介護１～５、要支援１・２の方〉**

日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具を借りることができます。福祉用具のうち、衛生面から貸与になじまない入浴または排泄などの用具について購入する場合、購入費の支給を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000319	株式会社 つくしメディカル	818-0041	上古賀3丁目7番7号	092-922-5161
4073000616	有限会社ユウキ福祉用具レンタルセンター	818-0072	二日市中央4丁目15番10号	092-922-8821
4073000913	株式会社ベストサポート福祉用具センター	818-0072	二日市中央2丁目6番3号 鹿島ビル1F	092-929-3515
4073001663	株式会社 f r e e	818-0054	杉塚1丁目2番3号 A棟2号	092-555-4403
4073101521	すたいる	818-0025	筑紫813番地12	092-558-3441

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〈原則要介護３～５の方〉

常に介護が必要で在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000202	特別養護老人ホーム ちくしの荘	818-0024	原田462番地	092-926-2811
4073000301	社会福祉法人 恩賜財団済生会 特別養護老人ホーム むさし苑	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4073000467	特別養護老人ホーム 天拝の園	818-0042	立明寺618番地1	092-918-5800
4073001325	特別養護老人ホームたんたん	818-0026	美咲1023番2	092-926-1001

介護老人保健施設〈要介護１～５の方〉

病状が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリを中心としたケアを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4051780072	介護老人保健施設 ハーモニー聖和	818-0032	西小田991番地3	092-927-1811
4051780098	介護老人保健施設ハーモニー聖和（ユニット）	818-0032	西小田991番地3	092-927-1811
4051780080	介護老人保健施設 リハビリハイツ アシスト桜台	818-0064	常松456番地2	092-923-8800

通所型サービスC〈要支援１、事業対象者の方〉

■ 地域密着型サービス（筑紫野市にお住まいの方のみがご利用になれるサービスです）

事業名	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
足腰元気になるう塾	総合保健福祉センター カミーリヤ トレーニング室	818-0013	岡田3丁目11番地1	092-920-8070

**認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
〈要介護１～５、要支援２の方〉**

認知症の状態にある方が５名から９名で共同生活をしながら、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000376	グループホーム 茶屋本陣	818-0003	山家5259番地6	092-920-3010
4073000426	グループホームさわやかテラス	818-0067	俗明院1丁目13番5号	092-918-0045
4073000491	グループホーム 我楽ちくしの	818-0046	山口865番地1	092-929-3100
4073000608	ピアッツァ桜台 グループホーム	818-0064	常松456番地2	092-922-2853
4093000034	グループホームちくし永岡の里	818-0066	永岡1489番地1	092-922-3812
4093000042	グループホームおもやい	818-0032	西小田991番地1	092-927-1811
4093000059	二日市温泉長寿苑そよ風	818-0052	武蔵1丁目1番24号	092-923-4366
4093000075	よこみぞ医院グループホームゆとろぎ	818-0042	立明寺509番地1	092-917-5004
4093000091	医療法人徳洲会 グループホームあんしん	818-0052	武蔵5丁目3番23号	092-918-6767
4093000166	グループホームたんたん	818-0026	美咲1023番2	092-926-1001
4093000208	グループホームさわやかテラス筑紫野	818-0042	立明寺533番地1	092-917-7011

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉

認知症の状態にある方を対象として、日帰りで食事や入浴などの日常生活上の世話や簡単な機能訓練などを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000723	せいわデイサービスセンター日和	818-0032	西小田991番地3	092-927-1811
4093000067	デイサービスセンター 陽だまり	818-0034	美しが丘南3丁目3番地3	092-919-7511

**小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護〈要介護１～５、要支援１・２の方〉
★は要介護１～５のみ**

訪問介護、デイサービス、短期間の泊まりなどを取り入れた複合的な介護サービスを受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4093000083	小規模多機能型居宅介護施設 さわやか憩いの家二日市 ★	818-0067	俗明院1丁目13番5号	092-918-3830
4093000109	小規模多機能ホーム 宝満ラポール原田	818-0024	原田7丁目7番地6	092-408-8566
4093000141	小規模多機能ホームたんたん	818-0026	美咲1023番2	092-926-1001

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〈原則要介護３～５の方〉

常に介護が必要で在宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4093000117	特別養護老人ホームむさし苑地域密着型	818-0058	湯町2丁目9番2号	092-925-4711
4093000158	地域密着型特別養護老人ホームたんたん	818-0026	美咲1023番地2	092-926-1001

地域密着型通所介護・通所型サービス〈要介護１～５、要支援１・２、事業対象者の方〉

利用者がデイサービスセンター等に日帰りで通い、食事や入浴、レクリエーション等を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4073000830	四季のいずみデイサービス	818-0013	岡田1丁目4番地1	092-926-8000
4073000905	デイサービスセンター クローバーリーフ	818-0066	永岡833番地2	092-555-9230
4073001044	はるはうすデイサービスセンター	818-0005	原166番地108	092-922-5034
4073001119	デイ げんき塾	818-0024	原田5丁目3番地4	092-985-5386
4073001267	デイサービスおむすび	818-0041	上古賀3丁目9番11号	092-408-4731
4073001283	カフェデイサービス筑紫館	818-0025	筑紫508番地9	092-555-2704
4093000182	デイサービス牛島	818-0014	牛島413番地	092-403-0243

定期巡回・随時対応型訪問介護看護〈要介護１～５の方〉

定期巡回型訪問と24時間随時対応の介護を受けることができます。

事業所番号	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
4093000216	定期巡回こよいの里 筑紫野	818-0083	針摺中央2丁目15番5-104号	092-408-8618

筑紫野市地域包括支援センター

筑紫野市では3つの「筑紫野市地域包括支援センター」が活動しています。
相談は無料です。個人情報を守ります。担当エリアの地域包括支援センターへ事前にお電話でご相談ください。
※事前にご連絡なく来所された場合、職員の不在等で対応できないことがありますので、必ず事前にお電話にてご連絡ください。

むさし

湯町2丁目9-2 (特別養護老人ホームむさし苑内)

TEL 925-2775 FAX 924-7681

天拝坂、都府楼団地、杉塚、塔原、六反、本町、
入舟、京町、中央、栄町、昭和、次田、大坪、
大門、鳥居、旭町、東町、湯町、武蔵、上古賀



天拝の園

立明寺618-1 (特別養護老人ホーム天拝の園内)

TEL 918-5788 FAX 918-5803

宮田町、曙町、松ヶ浦、紫、天神、東新町、
紫ヶ丘、針摺、俗明院、平等寺、山口、萩原、
古賀、立明寺、朝倉街道団地、むさしヶ丘



ちくしの荘

原田462 (特別養護老人ホームちくしの荘内)

TEL 926-2871 FAX 926-3532

筑紫駅前通、光が丘、美しが丘北、美しが丘南、
山家1～9区、原田、城山、筑紫、若江、隈、
西小田、馬市、下見一、美咲、岡田、針摺東、
石崎、若葉団地、中原団地、天山、柚須原、
香園、本道寺、大石、原、西吉木、東吉木、上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐、
下阿志岐、牛島、諸田、常松、永岡、桜台、宮の森、ゴルフ場団地、みかさ台



お問い合わせ先

介護認定、介護保険料に
関すること

サービス事業所・ケアマネジャーに
関すること

一般介護予防事業、地域包括支援
センターに関すること

介護保険担当

TEL: 092-923-1111 (代表) 内線454～456

指定指導担当

TEL: 092-923-1111 (代表) 内線453

高齢者福祉担当

TEL: 092-923-1111 (代表) 内線451～452

〒818-8686 筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 高齢者支援課

FAX 092-920-1786 (直通) ホームページ <https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>



植物油インキを使用しています。
GH23001-2



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー